

神戸市営地下鉄海岸線沿線地域プロモーション業務 委託仕様書

1. 業務名

神戸市営地下鉄海岸線沿線地域プロモーション業務

2. 業務目的

神戸市営地下鉄海岸線沿線地域（以下参照）において、WEBサイトの企画・運営及び沿線地域の魅力を発信する事業の企画・実施を行い、夜間・昼間・交流人口の増加につなげる。

地下鉄海岸線沿線地域について

(1) 概要

下町情緒や昭和の面影が残り、銭湯や市場などが点在しているほか、平清盛に関する史跡や近代建築など、歴史資源も数多く残されている。

近年は、アーティストやクリエイターによる空き家や空き店舗等のリノベーションにより、アトリエやコミュニティスペース等の新たな空間として活用されているほか、新長田エリアでは、空き家などを有効活用して起業し、ひとを集め、交流を創出し、まちのにぎわいづくりにつなげることを目的とした「シタマチスタートアップ」により新たな拠点の開設が進んでいる。

また、地域内外のアーティストが参加し、まちの空き家、路地、商店街等を会場に様々なプログラムを実施する芸術祭が開催されるなど、「アート」や「リノベーション」を切り口とした取り組みも行われている。

(2) 参考 URL

- ・神戸市ホームページ「神戸市営地下鉄海岸線沿線地域の活性化」
<https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/kurashi/activate/kasseika.html>
- ・神戸市ホームページ「新長田シタマチスタートアップ」
https://www.city.kobe.lg.jp/a13150/20230608_kigyouboshu.html
- ・「クリエイターズノート」ホームページ
<https://kobecreatorsnote.com/>
- ・「下町芸術祭 2025」ホームページ
<https://shitamachi-artfes.com/>

3. 業務概要

(1) WEBサイトの構築

①WEBサイト企画・運営

WEBサイトを情報発信基盤とし、同サイトに掲載する記事制作を行う。記事作成にあたっては、取材先の選定から取材の実施、原稿執筆、編集、サイトへの掲載等を一貫して実施すること。また、WEBサイトのアクセス数・認知度向上に向けた取り組みをあわせて実施すること。

[留意事項]

- (i) WEBサイトの名称は「シタマチコウベ」とし、URLは「<https://shitamachikobe.jp/>」を用い

ること。

- (ii) 現地写真や活動する人々の紹介等、沿線地域への興味・関心を誘う内容を掲載すること。
- (iii) 本市や兵庫県等の機関や地域団体等が実施するイベントの情報収集を行い、掲載すること。また、本市から提供する情報についても掲載すること。
- (iv) 掲載内容については受託者より本市へ提案し、本市の承諾をもって掲載できるものとする。
- (v) WEB サイトのデザインは、わかりやすく興味を引くものとなるよう、工夫すること。
- (vi) WEB サイトのアクセス状況や強み・弱みを分析し、サイトの認知度向上に向けた効果的な対策を行うこと。

②WEB サイト運用

記事の公開、アクセス履歴の追跡調査及び分析、検索エンジン最適化等を実施する。

[留意事項]

- (i) 各ページの公開日については、本市と別途協議を行うこと。
- (ii) ユーザーの動向調査として、いつ、誰が、どこから、どのくらい、どのページにアクセスしたかなど、追跡や分析（トラッキング）を行うとともに、積極的な SEO 対策により WEB サイト構築等についての PDCA サイクルを機能させるなどアクセス数が向上するよう努めること。
- (iii) 効果測定の結果を踏まえ、アクセス数の更なる向上につながる改善策を考案し、本市と別途協議の上、ページデザインやテンプレートなどの必要な修正を行うこと。

③WEB サイト管理

ドメイン及びサーバの維持管理、セキュリティ対策、システムトラブル対応等を実施する。

[留意事項]

- (i) 情報セキュリティの適正な管理を実施する者として、総括責任者や（WEB サイトのセキュリティ対策に通じた技術担当の）窓口担当者等を選定し、管理組織を整備の上、情報の漏えい・滅失・き損及び改ざんの防止、その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (ii) 情報セキュリティに関する不正が見つかった場合に追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査・排除できる仕組みや体制を整備すること。
- (iii) 異常又は障害（予兆含む）が発見された際には、直ちに本市へ連絡し、復旧手段について万全を期す体制の確保及び運用対応が可能であること。また、障害発生時には、原因を調査の上、報告書を本市に提出すること。
- (iv) 作成した WEB サイトコンテンツファイル等関連データについて、日次にてバックアップを取得すること。
- (v) WEB サイトへの負担を考慮した上で、アクセスログを取得し、本市の要請があった場合は、直ちにアクセスログの提示が可能であること。
- (vi) 外部セグメントからサーバが設置されているセグメントに対して、適切なアクセス制御が可能なネットワーク構成をとること。
- (vii) ルータ又はファイアウォール等でのフィルタリング設定によって、未使用又は不必要なポート／プロトコル／不正な IP アドレスによる接続を排除すること。また、WEB サイトを更新できる管理者用端末を限定し、当該端末以外からの WEB サイト更新等に関する接続は排除すること。

- (viii) 特権 ID（高いレベルの権限をもったシステム ID）は共有せず、当該 ID を用いるシステム管理者個人が特定できること。また、その ID やパスワードの設定・変更に係るルールを定めること。
- (ix) 情報処理推進機構（IPA）や JPCERT コーディネーションセンター等から、随時セキュリティ問題に係る情報を入手するとともに、当該 WEB サイトに関わる緊急度が高い問題の場合は直ちに本市に報告の上、当該情報に基づく対策を講じることが必要か否かを本市と協議すること。また、対応を講じなかったものに関しては、その理由、代替措置及び影響について本市に報告すること。
- (x) システム管理者が WEB サイトのデータ更新を行う場合には、SFTP 又は https を用いること。
- (xi) 本市 HP「神戸市情報セキュリティポリシー（<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>）」に掲載された「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。また、本市 HP「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」（https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/homepage/web_accessibility/guideline.html）を準拠して運用すること。
- (xii) 必要に応じて新旧事業者で引き継ぎを行うこと。なお、引き継ぎにかかる費用は契約金額に含まれるものとする。

（２）地下鉄海岸線沿線地域の魅力を発信する企画の実施

地下鉄海岸線沿線地域の来街者増加に向けて、地域の魅力に触れる新たな企画を提案し、実施する。「２．業務目的」を踏まえ、沿線地域外の人をターゲットとした地域の特色・魅力を伝える企画を実施すること。

〔留意事項〕

- (i) 実施時期は令和 8 年度中とすること。

（３）効果検証

本業務における目標を設定し、業務計画を作成した上で、本業務完了後、本業務の実績及び実施状況について効果検証を行い、本市へ報告書を提出する。なお、報告書には、効果検証の結果を踏まえ、本業務目的にかかる課題整理や本業務終了以降の将来的な広報の手法についての提案等も記載すること。

〔留意事項〕

- (i) 目標設定は本市と協議のうえで行うこと。
- (ii) 進捗状況により、必要に応じて業務計画及び業務内容の修正等を提案、実施すること。

4. 成果物及び提出時期

- ・業務計画書（契約期間の業務計画、スケジュール等）
- ・実績報告書（各年度及び最終年度）
- ・WEB サイト一式
- ・その他、受託者が企画提案・実施した内容一式

〔履行確認〕

各成果物について、受託者は下記のとおり納品することとし、本市は納品後に履行確認を行う。

- ・実績報告書の提出に先立ち、WEB サイトのアクセス状況把握のため、月次レポートを翌月末までに提出すること。
- ・WEB サイト一式の納品は、格納サーバについて報告すること。

5. 契約の種別・支払方法

契約の種別は、総価契約による委託契約とする。支払いは、各年度の業務完了後、本市の検査を経て、年度ごとに受託者の請求に基づき一括払いで支払う。ただし、受託者は、事前に本市と協議の上、各年度の支払額の2分の1の金額を上限として、前払を請求できることとする。

6. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

(2) 開発環境

- ①設計・開発等については、受託者において開発環境を用意すること。
- ②本業務を実施するうえで必要となる機材については、本件受託者において準備することとし、その所要経費は契約金額に含まれるものとする。

(3) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

- ①成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者である本市に無償で譲渡するものとする。
- ②受託者は、本市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(5) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本市と協議のうえ、承認を得るこ

と。

(7) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(8) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

(9) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(10) 業務の引き継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、本業務終了日までに本市が継続して本業務を継続できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。

なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は保守・運用契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。